

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

○亀岡市議会委員会条例の一部改正
 (議会事務局) 2

—— 規 則 ——

○亀岡市臨時的任用職員取扱規則及び亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正
 (人事課) 2

○亀岡市財務規則の一部改正 (会計課) 3

○亀岡市介護保険条例施行規則の一部改正
 (高齢福祉課) 4

—— 告 示 ——

○公示送達 (税務課) 6

○亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 7

○亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正 (こども未来課) 7

○亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正
 (こども未来課) 12

○亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金交付要綱の一部改正 (保育課) 17

○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 18

○公示送達 (保険医療課) 18

—— 公 告 ——

○公募型プロポーザル方式による受託事業候補者の選定 (地域福祉課) 20

○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 20

○本市職員採用試験の結果 (人事課) 20

○農用地利用集積計画の縦覧
 (農林振興課) 21

○路上の放置物件の撤去 (土木管理課) 21

○一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 22

—— 任免及び辞令 ——

農業委員会欄

—— 公 告 ——

○第83回亀岡市農業委員会総会の開催 27

上下水道部欄

—— 告 示 ——

○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 27

条 例

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成31年2月13日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第1号

亀岡市議会委員会条例の一部を改
正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条
例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「8人」を「7人」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

規 則

亀岡市臨時的任用職員取扱規則及び亀岡市非
常勤職員取扱規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

平成31年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第2号

亀岡市臨時的任用職員取扱規則及
び亀岡市非常勤職員取扱規則の一
部を改正する規則

（亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部改正）
第1条 亀岡市臨時的任用職員取扱規則（平成
8年亀岡市規則第8号）の一部を次のように
改正する。

別記第3号様式中

「 所得税 を
」

「 所得税
住民税 に改める。
」

（亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正）
第2条 亀岡市非常勤職員取扱規則（平成8年
亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正
する。

別記第2号様式中

「 所得税 を
」

「 所得税
住民税 に改める。
」

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第3号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第68条第1項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 日本放送協会に対し支払う受信料別表第5第10章関係の項中「債権台帳」及び「債権管理者」を削る。

別表第7第10章関係の項中「債権発生通知書」及び「第216条第2項」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

を
「

提出 代 行 者	名 称	該当に○（地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・介護医療院） ⑩
	住 所	〒 電話番号

」

に改める。

別記第6号様式中

「

提出 代 行 者	名 称	該当に○（地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設） ⑩
	住 所	〒 電話番号

」

を
「

提出 代 行 者	名 称	該当に○（地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・介護医療院） ⑩
	住 所	〒 電話番号

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第9号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成31年2月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成30年度 第4期 市府民税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略

15	省略	省略
16	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成31年2月13日平成31年亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成31年2月6日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第11号

亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第154号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条各号列記以外の部分中「第6条第1項及び第2項」を「第6条第1項又は第2項」に改め、同条第1号中「こと又は同様」を「者と同等」に改める。

第5条第2項第2号中「写し」の次に「（申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）」を加え、「児童扶養手当の支給を受けていない申請者にあつては、」を削り、「第7条第1項第1号において」を「以下」に改め、「書類」の次に

「(別記第2号様式)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。)であるときは、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該申請者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

第5条第3項中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第6条第2項中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同項第1号中「写し」の次に「(申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)」を加え、「児童扶養手当の支給を受けていない申請者にあつては、」を削り、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該申請者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

第7条第3項中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第5条関係)

亀岡市自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者氏名

⑥

次の教育訓練を受講したいので、自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定を申請します。

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
個人番号			
住所	(〒 - -)	電話 (-)	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日～	年 月 日	
所要費用(予定)	円	合計額	円
公共職業安定所の 一般教育訓練給付 金受給資格の有無	入学料 受講料	円	円
	受講開始日現在において雇用保険制度 の一般教育訓練給付金の受給資格が	ある	ない
資格取得等の状況	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが	ある	ない
	過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことが	ある	ない
申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
(注意) 7参照	個人番号		
	住所(別居の場合)		
児童扶養手当 受給の証明 (備考)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)	する	しない
	受理番号		

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定講座の受講について支払う入学金及び受講料で、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。
- 訓練給付金の額は、入学科及び受講料の合計額の6割相当額(限度20万円)です。雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 指定申請書に記載された受講開始日及び所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設で証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 対象講座の指定後、指定講座の受講を取りやめるとき、受講の途中でやめるとき又は母子家庭の母若しくは父子家庭の父でなくなつたときは、亀岡市長にその旨を報告してください。
- 訓練給付金の支給を受けるためには、受講修了日から起算して30日以内に、あらためて亀岡市自立支援教育訓練給付金支給申請書に添付書類を添えて支給申請を行うことが必要です。
- 申請者と生計を一にする子の氏名等欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。
- 「児童扶養手当受給の証明」欄は、亀岡市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

別記第5号様式を別記第6号様式とする。

別記第4号様式を次のように改め、同様式を別記第5号様式とする。

第4号様式（第7条関係）

亀岡市自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者氏名 ㊟

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので申請します。

氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)	
個人番号					
住所	(〒 -)		電話 () -		
教育訓練施設の名称					
教育訓練講座の名称					
教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)				
所要費用	入学科 円		受講料 円		合計額 円
雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給額	円				
振込口座	金融機関	銀行・金庫 農協	本店支	金融機関コード	支店コード
	口座種別	口座名義		口座番号	
申請者と生計を一にする子の氏名等 (注意) 2参照	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)	
	個人番号				
	住所 (別居の場合)				
申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する ・ しない					

(注意)

- 支給申請時期は、受講終了日から起算して30日以内です。
- 申請者と生計を一にする子の氏名等欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。
- この申請書には、児童扶養手当証書の写し(申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額についての市町村長の証明書(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(第2号様式)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)、亀岡市自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書、修了証明書及び領収書を添付して提出してください。

別記第3号様式を別記第4号様式とし、別記第2号様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第5条、第7条関係）

年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

(宛先) 亀岡市長

住所
氏名 ㊟

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族					
1	フリガナ		続柄		生年月日 年 月 日
	氏名		住所 (別居の場合)		
	個人番号				
2	フリガナ		続柄		生年月日 年 月 日
	氏名		住所 (別居の場合)		
	個人番号				
3	フリガナ		続柄		生年月日 年 月 日
	氏名		住所 (別居の場合)		
	個人番号				
4	フリガナ		続柄		生年月日 年 月 日
	氏名		住所 (別居の場合)		
	個人番号				

【添付書類】

・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

・この申立書は、自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする人が、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年。以下同じ。）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする人との続柄等を記入してください。

・所得税法上の扶養親族とは、前年の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において、次のいずれにも該当する方です。

- ①配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人
- ②あなたと生計を一にしている。
- ③前年の所得税法上の合計所得金額が38万円以下
- ④青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に対象講座の受講を開始した対象者について適用し、この要綱の実施の前日に対象講座の受講を開始した対象者については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第12号

亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第155号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条各号列記以外の部分中「第6条第6項」を「第6条第1項又は第2項」に改め、同条第1号中「こと又は同様」を「者と同等」に改める。

第5条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者、同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女

子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者（以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。）を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）

月額100,000円

第7条第1項第1号ウ中「写し」の次に「（申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）」を加え、「児童扶養手当の支給を受けていない申請者にあっては、」を削り、「数についての市町村長」の次に「（特別区長を含む。以下同じ。）」を、「書類」の次に「（別記第2号様式）」を加える。

第7条第1項第1号中オをカとする。

第7条第1項第1号エを次のように改め、エをオとする。

エ 第5条第1項第1号に掲げる者にあつては、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類（当該申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得

の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類)

第7条第1項第1号中ウの次に次のように加える。

エ 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該申請者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

第7条第1項第2号ウ中「写し」の次に「（申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）」を加え、「児童扶養手当の支給を受けていない申請者にあつては、」を削る。

第7条第1項第2号中オをカとする。

第7条第1項第2号エを次のように改め、エをオとする。

エ 第5条第2項第1号に掲げる者にあつては、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類（当該申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類)

第7条第1項第2号中ウの次に次のように加える。

エ 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該申請

者の子の戸籍謄本及び当該申請者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

第7条第2項中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第8条第2項中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第10条第1項中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第2項中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第7条関係)

亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等支給申請書

(宛先) 亀岡市長

申請者氏名

年 月 日

㊦

亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金(訓練促進給付金・修了支給付金)の支給を受けたので、次のとおり申請します。
*いずれかに○をつけること

氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
住所	(〒 -)	電話 (-)	
過去の受給状況	過去に高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支給付金を受けたことがある() ない ()		
養成機関名	電話 (-)		
所在地			
修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	養成区分	昼間・夜間
修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他 ()		
振込口座	金融機関	銀行・金庫	本店支店
	口座名義	農協	支店
振込口座	口座番号	口座番号	支店コード
承諾事項	高等職業訓練促進給付金等支給の決定に関し、世帯状況及び課税状況について、市が住民基本台帳及び課税台帳等で確認することについて同意します。		
(備考)	申請者氏名 ㊦		
※児童扶養手当受給の確認(市記入欄)	上記申請者が、児童扶養手当を受給していることを確認する。 児童扶養手当証書番号 第 号		

(注意) 裏面も記入してください。※欄は記入の必要はありません。

(裏面)

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について
(住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)

フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
個人番号	続柄	
(〒 -)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当(いずれかに○)	
フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
個人番号	続柄	
(〒 -)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当(いずれかに○)	
フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
個人番号	続柄	
(〒 -)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当(いずれかに○)	
フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
個人番号	続柄	
(〒 -)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当(いずれかに○)	
フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
個人番号	続柄	
(〒 -)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当(いずれかに○)	
フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
個人番号	続柄	
(〒 -)	申請者の地方税法上の扶養親族に該当・非該当(いずれかに○)	

上記1~5に記載した者のうち、婚姻(※)によらないで母又は父となつたもので、現に婚姻(※)していない者がいる場合、該当する番号にレ点を記入してください。
(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻。
(備考)

・同一世帯に属する者に対する寡婦等のみなし適用の確認に必要な書類

- ①対象者及びその者の子の戸籍謄本
- ②対象者及びその者と生計を一にする子の所得証明書

1 2 3
 4 5

別記第5号様式を別記第6号様式とし、別記第4号様式を別記第5号様式とし、別記第3号様式を別記第4号様式とする。

別記第2号様式を次のように改め、同様式を別記第3号様式とする。

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

同 意 書

下記の者は、亀岡市が、亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第7条に基づく事務手続を処理するために限って、必要となる地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居

記載上の注意

- ・同意する者が自ら署名をしてください。
- ・代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとってください。
- ・申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略することができます。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

(宛先) 亀岡市長

住所
氏名

㊟

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族					
1	フリガナ		続柄		生年月日 年 月 日
	氏名		住所 (別居の場合)		
	個人番号				
2	フリガナ		続柄		生年月日 年 月 日
	氏名		住所 (別居の場合)		
	個人番号				
3	フリガナ		続柄		生年月日 年 月 日
	氏名		住所 (別居の場合)		
	個人番号				
4	フリガナ		続柄		生年月日 年 月 日
	氏名		住所 (別居の場合)		
	個人番号				

【添付書類】

・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

・ この申立書は、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする人が、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年。以下同じ。）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする人との続柄等を記入してください。

・ 所得税法上の扶養親族とは、前年の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において、次のいずれにも該当する人です。

- ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人
- ② あなたと生計を一にしている。
- ③ 前年の所得税法上の合計所得金額が38万円以下
- ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に養成機関において修業を開始した対象者について適用し、この要綱の実施の日前に養成機関において修業を開始した対象者については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第13号

亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金交付要綱（平成24年亀岡市告示第216号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条中「平成16年京都府告示第704号。」の次に「平成30年京都府告示第559号による改正前の民間社会福祉施設サービス向上補助金交付要綱。」を加え、「府要綱」を「旧府要綱」に改める。

第3条中「府要綱」を「旧府要綱」に改め、「運営・人材確保基盤強化支援事業」の次に「（旧府要綱別表第2の5の項に係る部分に限る。）」を加える。

第4条中「府要綱別表第1」を「旧府要綱別表第1の3の項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から実施し、平成30年度分の補助金から適用する。

（失効）

- 2 この要綱は、平成40年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

- 3 旧府要綱別表第1の3の項中「京都市以外の市町村」とあるのは「運営・人材確保基盤強化支援事業に係る事業実施法人等（以下「事業実施法人等」という。）」と、「府の区域（京都市の区域を除く。）」とあるのは「亀岡市の区域」と、「別表第2補助対象事業の欄」とあるのは「別表第2の5の項」と、「に対して補助対象者が支出した額（その年度の4月1日における施設の利用定員（幼保連携型認定こども園に係る利用定員にあつては、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する子どもに係る部分に限る。）に、公設民営の保育所等にあつては1人当たり1万円を、民設民営の保育所等にあつては1人当たり1万7,000円をそれぞれ乗じて得た」とあるのは「の額（平成29年度に当該事業実施法人等が補助を受けて実施した当該事業に係る本市の補助金の）」と読み替える。
- 4 第3条の補助対象事業の平成35年度から平成39年度までの各年度の補助金の額は、旧府要綱の規定に基づき算定された補助金の額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数を乗じて得た額以内の額とする。

平成35年度から平成36年度まで	4分の3
平成37年度から平成38年度まで	2分の1
平成39年度	4分の1

「揭示済」

亀岡市告示第14号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成31年2月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

JR馬堀駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成31年2月19日（火）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 1台

5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第15号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成31年2月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成30年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成30年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成30年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成30年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成30年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成30年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成30年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成30年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成30年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成30年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成30年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成30年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成30年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成30年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	平成30年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第6号

亀岡市生活困窮者自立相談支援事業業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託事業候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成31年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託事業

亀岡市生活困窮者自立相談支援事業

支援対象者の抱える多様かつ複合的な問題の相談に応じ、支援計画に沿った一体的・連続的な切れ目のない支援を必要としている中で、支援対象者の状況に応じて、関係機関と連携し、より効果的・効率的な事業展開を行うため委託を行う。

2 委託期間

平成31年4月1日から

平成32年3月31日まで

3 契約限度額

事業の委託料は、次に記載する金額の範囲で見積もる。（住居確保給付金、一時生活支援事業に係る相談・支援業務、受給中の面接等の窓口業務及び就労準備支援事業、家計改善支援事業その他支援に必要な事業との連携を含む。）

平成31年度 10,861,000円以下

※上記金額は、消費税及び地方消費税を含む。

4 その他

詳細は、「亀岡市生活困窮者自立相談支援事業業務委託プロポーザル実施要領」による。

「揭示済」

亀岡市公告第7号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成31年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成31年2月1日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第8号

平成30年亀岡市公告第80号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登載したので公告する。ただし、有効期限については、平成32年3月31日までとする。

平成31年2月4日

亀岡市長 桂川孝裕

(合格者受験番号)

土木Ⅰ (かめおか・未来・チャレンジ方式)

1001

建築Ⅰ (かめおか・未来・チャレンジ方式)

2001、2003

「揭示済」

亀岡市公告第9号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成31年2月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成31年2月6日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第10号

路上の放置物件の撤去

次の物件は、道路法（昭和27年法律第180号）第43条に違反し、不法占用物件として市民生活及び道路管理上支障となっている。

物件の占有者等は、平成31年2月21日までに物件を撤去し、道路を原状に回復するよう、道路法第71条第1項の規定により命ずる。

もし、期日までに撤去されない場合は、同法第71条第3項の規定により、市で撤去の上処分する。

平成31年2月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 市道名

市道保津川団地3号線

2 場所

亀岡市北河原町1丁目 地内

3 物件名

放置車両1台

車種 ダイハツ

ハイゼットカーゴ

塗色 シルバー

型式 軽自動車

車体番号 不明

登録番号 不明

「揭示済」

亀岡市公告第11号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成31年2月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|--------------|--|-----------------------|
| (1) 工事番号 | 30道改第10号 | |
| (2) 工事名 | 市道南掛湯谷線道路改良工事 | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市東別院町湯谷地内 | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 L=100.0m W=4.5m | |
| | 土工 | 一式 |
| | 擁壁工 嵩上擁壁 平均H=1.06m | L=13.38m |
| | 重力式擁壁 GW36 平均H=2.32m | L=10.2m |
| | 逆台形擁壁工 | L=22.5m |
| | 斜路工 重力式擁壁 GW36 平均H=1.8m | L=22.7m |
| | 重力式擁壁 GW15 平均H=1.16m | L=4.78m |
| | 軽量盛土工 発砲スチロール設置工 | V=81.6m ³ |
| | 排水工 U型側溝 | L=14m |
| | 舗装工 アスファルト舗装 | A=455.9m ² |
| | 取付斜路コンクリート舗装 | A=36.3m ² |
| | 里道コンクリート舗装 | A=21.5m ² |
| | 構造物撤去工 | 一式 |
| (6) 予定価格（税込） | 41,199,840円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 38,148,000円】 | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から平成31年3月31日まで | |
| (8) 部分払 | 無 | |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払
をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表に
より工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事
に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が
請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定さ
れた場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証 | |

が必要)が請求できる。

(11) 最低制限価格 採用

(12) 入札保証金 免除

(13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

(1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しく

は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成31年2月26日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成31年2月26日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成31年3月4日（月） 午前9時から午後5時まで 平成31年3月5日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成31年3月6日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成31年3月1日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成31年3月7日（木） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成31年3月8日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成31年3月12日（火） 午前9時から午後5時まで 平成31年3月13日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成31年3月14日（木） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 石 野 善 司
木 曾 利 廣
並 河 愛 子
西 口 純 生

亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます

(各 通) 湊 泰 孝
奥 野 正 三
平 本 英 久
西 口 純 生

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

(各 通) 齊 藤 一 義
福 井 英 昭
富 谷 加 都 子
小 川 克 己

亀岡市防災会議委員に委嘱します

任期は平成32年5月31日までとします

平成31年2月13日

(各 通) 赤 坂 マリア
小 川 克 己
田 中 豊
菱 田 光 紀

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します

任期は平成32年9月4日までとします

平成31年2月14日

松 井 史 裕
亀岡市休日急病診療所運営委員会委員に委嘱し
ます

平成31年2月22日

風 神 武 志
亀岡市循環型社会推進審議会委員の委嘱を解き
ます

澤 勝 彦

亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します

任期は平成31年9月30日までとします

平成31年2月25日

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第3号

第83回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成31年2月28日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

1 日時

平成31年3月5日(火)
午後1時30分から

2 場所

亀岡市役所 3階
302・303会議室

3 議題

- ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第5号議案 平成31年3月農用地利用集積計画(農地中間管理機構・所有権移転)
- ・第6号議案 平成31年4月農用地利用集積計画(農地中間管理機構・賃借)

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第1号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

平成31年2月18日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成31年2月18日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
294	栗田設備工業所	栗田 喜隆	亀岡市畑野町広野白砂2-43

「揭示済」